

## 第 63 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 25 年 3 月 28 日（木）14：06 ～ 14：45

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、川本委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、中村委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

前川内閣府総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、清水内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、平山総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 50 号「経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について」
- (2) 専門委員の発令等について
- (3) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、少し時間が過ぎておりますが、ただいまから第63回統計委員会を開催いたします。

本日は、安部委員、津谷委員が御欠席でございます。

では、議事に入る前に本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、本日の議事と資料を確認させていただきます。

議事（1）「経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について」、諮問がなさ

れます。資料1に諮問内容が書かれております。

議事(2)で本諮問の審議に御協力いただきます専門委員の任命等を行います。対応する資料は資料2及び資料3でございます。

最後に(3)その他で報告事項、軽微変更案件の報告がございます。

私からは以上です。

**○樋口委員長** それでは、議事に入ります。

諮問第50号「経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について」、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

**○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官** それでは、最初に政策統括官室から説明させていただきます。

今回の諮問の内容につきましては、資料1を御覧下さい。かがみのおりでございます。諮問第50号とし、経済センサスー基礎調査と商業統計調査の調査計画の変更です。

今回、同一諮問とさせていただいたのは、両調査の調査対象及び実施時期が重複しますことから、報告者負担及び地方公共団体の事務負担を考慮しまして、今回、両調査を一体的に実施するとしているためでございます。

両調査の変更の詳細ですが、後ほど実施者である総務省統計局及び経済産業省からそれぞれ説明されますので、政策統括官室としては、審査を担当する立場から、両調査の概要、基礎調査の変更事項のうち、総売上高の把握の理由、主な検討事項2点、計4点について簡単に御説明いたします。

まず、1点目としては、両調査の概要でございます。

資料1の参考「諮問の概要」の7ページの下の方を御覧いただきたいのですが、基幹統計である経済構造統計ですが、その立ち上げ期におきましては、事業所・企業の捕捉に重点を置き、基礎的事項を把握することを目的とした、図の上の方の経済センサスー基礎調査、それと、基礎調査によって整備された母集団情報を基に経理項目の把握を目的とします経済センサスー活動調査から構成されております。それぞれの調査は21年と24年に既に実施されております。

今回の26年基礎調査ですが、基本計画で企業の親子関係を把握することとされている関係で、諮問がなされるものでございます。

一方、商業統計調査ですが、資料の15ページ、目的は我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることとしております。

従来は5年ごとに本調査と、その2年後に実施する簡易調査で構成されておりましたが、今般、簡易調査は、経済センサスー活動調査の創設によりまして廃止されまして、活動調査の2年後に本調査を実施するというところで、26年調査は本調査に当たるわけでございます。このように、基礎調査と商業統計調査というのは、ある意味非常に深い関係がございます。

2点目、基礎調査の調査事項のうち、総売上高の把握についてです。資料1の参考の1

ページ目の中ほどの「ア 調査事項の変更」の「(ア) 変更事項 1 (基礎調査固有事項)」、先ほど基礎調査は事業所・企業の捕捉に重点を置いていると御説明申し上げました。今回、基礎調査につきまして、統計局の説明では「①事業所母集団データベースの補完」「②各統計調査の標本設計の可能性拡大のための意欲的取組」であることを主な理由としまして、25暦年の総売上高を把握したいとされております。

①につきましては、事業所母集団データベースがまだ運用初期段階である、最新のデータを整備して有用性の向上を図るということで、ある意味環境整備の一環に資するものとして、また、②につきましては、標本設計の可能性の拡大を探るための一つの検証と考えられます。

なお、今回「諮問の概要」に明記しておりませんが、総売上高の把握は結果的にはありますが、立ち上げ期にある経済構造統計の確立というものに向けまして、恐らく今後行われるであろう総売上高の把握方法ですとか、把握状況についての評価検証のための必要なデータの捕捉につきましても、効果が期待できるものと考えられます。

以上を総合して考えますと、基礎調査の調査目的との関係は整理が必要ですが、必要な試行錯誤の一つということかと考えております。

続きまして、3点目でございます。諮問文にありますとおり、統計法9条4項に基づき承認します上で、本委員会において御審議いただきたい主な検討事項の一つでございます。

資料1の参考の4ページ「2 審議すべき重点事項」。今回の基礎調査における総売上高の把握につきましては、必要な試行錯誤の一つとして考えますが、その一方で他の基幹統計調査でも同時期に総売上高を把握している。また、これらの他の基幹統計調査との重複による報告者側の負担の増加、地方における実査事務への影響、捕捉率や回収率の低下に伴うデータベースの質の低下等々、種々の検討課題が考えられます。この観点から、データベースの有用性と統計の質の低下の懸念双方について、十分考慮すべきものと記載させていただいており、本委員会において御審議いただく際には、総売上高の把握に伴うこれらの諸課題について、十分に御検討いただくことが必要と考えます。

4点目、主な検討事項の2点目で、前回答申時の課題への対応についてです。これは諮問の概要上には明記しておりませんので、具体的には資料1の参考の27ページを御覧下さい。「2 今後の課題」としてございます。21年基礎調査の答申において記載されているのは、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査のあり方についてが課題だということが言われています。これは商業統計調査を含めて経済構造統計と関連します基幹統計全般のあり方とも関連する課題でございます。実際この点につきましては樋口委員長からも、体系的整備の観点はもちろん、将来の方向性を見据えた慎重かつ十分な検討が必要であるという御指摘を賜っております。

資料1の参考の30ページ、平成19年商業統計調査の答申における今後の課題の部分でございます。「2 今後の課題」とございますが、4点指摘されてございます。調査実施者の方からは今回全て対応済みとの御説明を受けておりますが、この点も一応今回の委員会

の御審議において検討していただければと考えております。

政策統括官室からは以上です。

○樋口委員長 そうしましたら、総務省統計局及び経済産業省からそれぞれお願いします。

○佐藤総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課長 総務省の経済センサス関係の資料、別添1の後ろに資料1の参考という、今、政策統括官側からいろいろ説明がございました資料に基づいて、変更点等を中心に説明させていただきます。

資料1の参考の9ページ「平成26年経済センサスー基礎調査の概要」ということで、概略をまとめたペーパーがございます。

「調査の目的」としましては、繰り返しになる部分もございますけれども、大きく2つございまして、いわゆるビジネスレジスターといいたいまいしょうか、事業所母集団データベースの整備に資するための母集団情報の整備ということでございます。標本抽出等、種々の統計作成等のために必要な情報を整備することがまず一つございます。

2つ目が、事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を産業網羅的に、全国的、地域別に明らかにするという形で、目的として実施している調査でございます。

ポイントを述べさせていただきますけれども「調査の概要」の「調査対象」としましては、前回の基礎調査等をベースに推計しますと、そこに書いてありますとおり全国で636万の事業所が対象になると思われれます。そのうち商業統計調査分が171万6,000程度あると今のところ推定しております。これらについて調査をやるということでございます。

「調査系統」ということで、大きく分けて民営事業所と国・地方公共団体の事業所、私どもは甲調査、乙調査と呼んでおりますけれども、大きな2つの流れがあります。民営事業所につきましては、その中をさらに2つに分けまして、複数の事業所からなる会社や組織につきましては、私どもは本社一括調査と呼んでおりますが、本社一括調査という形で本社を通じて情報を傘下の事業所も含めて、調査票を書いていただく形でやる系統が一つ。

それから、1つの事業所だけで構成される、単独事業所と呼んでおりますが、そういうものについては調査員調査によって、調査員が全国漏れなく区分しました調査地区を実際に回る。その中で仮に新設の事業所等があった場合も、その中で把握していくというような仕組みでやっておるところでございます。それが全体の大きな流れでございます。

11ページ目に主な変更点と書いております。「商業統計調査との一体的実施」ということでございますので、調査票も含めまして一体的に設計しているところでございます。

2番目の「確度の高い調査区内事業所名簿の作成」と申しますのは、我々の試験調査等で得ている情報では複数事業所からなる法人、組織については、約半分近いところが支社等の構成が変わるといような結果が出ておりました、そういうものについて前年にビジネスレジスターに入っている情報を企業に照会しまして、適切に次の年の調査のためにメンテナンスするという作業を行う予定でございます。これによって先ほど申し上げました本社一括調査と調査員調査の対象の事業所を、できるだけ最新の情報により切り分けし、調査を効率的に行っていくということでございます。これは経済センサスー活動調査にお

いても行った手法を参考にしまして、前回の基礎調査で行うことができませんでしたが、今回実施するというごさいます。

調査事項の変更としまして、基礎調査において先ほど説明がございまして、新たに事業所母集団の整備の観点、その中で特に標本設計等における層化の変数のためにも、各種いろんな検証だとか、データベースの充実のために、年間総売り上げとかを新たに調べていくことが重要ではないかと考えて提案させていただいております。

これについてはメリットだけではなく懸念事項もあるかとは思われますけれども、例えば記入の重複感にしましては、経済センサスー基礎調査に先立ってほかの調査の対象名簿が入手できるもの、事業所をベースに調査しているもの等につきましては、総売上高については基礎調査のほうにデータを移送する形で、基礎調査では売上高を直接は調べないという形で、記入の重複感の是正等を図りたいと考えているところございます。

回収率の懸念等につきましては、適切に調査系統の中でコミュニケーションをしっかりと図り、調査系統の中でいろいろな成功例等を共有するとともに、後で申し上げますけれども、今回、全事業所を対象にインターネット調査を導入することを考えておりますし、そのような観点からも記入のしやすさ等を高めていきたいと考えております。広報等についても、ソーシャルメディアの活用とかいろんな観点から充実して、回収率の低下のないようにしていきたいと考えてございます。

「調査方法の変更（甲調査（民営事業所対象）」）に変更点として書いてございましてけれども、これについては本社一括調査の部分について、前はそれぞれの事業所等の活動範囲に応じて総務省、都道府県、市町村が直接事業所に調査票を送って回収するという形をとってございましたが、今回は最初の第1ステップとしましては、民間の事業者にまとめて委託することによって調査票を本社一括で送る。回収についても第1ステップとしては民間事業者において行う。その後、督促等の部分について、最終的な回収をそれぞれ総務省、都道府県、市町村で持ち分に応じて行うという形を考えております。後は、オンラインによる報告を全事業所が可能となるようにしたいと考えております。

「調査票の種類の変更（甲調査（民営事業所対象）」）が下にございましてけれども、これについては商業統計調査と一体的にやるということで、調査員調査分については商業とセンサスを一体化させた調査票Bを商業の対象部分に渡す。それ以外のところは経済センサスだけの部分を調査票Aとしてお渡しする。本社一括部分については、経済センサス、商業を一体化した調査票を区別なく配って記入していただく。そういう形でできるだけ簡素な形で調査をしたいと思っております。

13ページ目は結果の利用ということでございまして。地方税の関係で、消費税等の配分、行政施策の観点、国民経済計算、母集団情報としての活用等について、幅広く活用されているところございます。

経済センサスー基礎調査の大枠については、私からの説明は以上でございまして。

○今井経済産業省大臣官房構造統計室長 引き続きまして、商業統計調査の概略につつま

して、御説明をさせていただきます。

経済産業省構造統計室の今井でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料の15ページのポンチ絵を御覧いただきたいと思います。先ほどお話がございましたように、前回の商業統計調査を単独で実施いたしましたのは平成19年でございます。24年の経済センサスー活動調査におきまして、卸売・小売業調査用として調査を実施し、その2年後の本調査実施という枠組みの整理に基づきまして、26年に実施をするところでございます。

目的は先ほども御紹介がございましたけれども、商業の構造実態を明らかにするというところでございます。

調査対象と想定しているものが171万6,000事業所ということで、全産業636万の27%が卸売業、小売業ということでございますので、両調査1回の調査で結果を得るという形での整理をして、実施をする予定にしているところでございます。

中ほどの「主な調査事項」でございますが、何といたっても卸・小売業の共通調査事項では、最後にございます年間商品販売額ということで、180の品目別に年間商品販売額をしっかりと把握するというのが一義的な目的でございます。とりわけ中ほどにございます小売業につきましては、昨今の業態変化の実態をよりの確に把握したいということで、小売販売額におきます商品販売形態ということ、セルフサービス方式の採用、売場面積、営業時間等々、そういったところにつきまして、引き続きしっかりと調査をし、業種に加えて、業態別の詳細なアウトプットを作成していきたいと考えているところでございます。

今回の26年の調査で、新たに把握したいと考えている調査事項が下段にございます3点でございます。

1点目、電子マネーによる販売ということで、現行の販売方法別割合、現金販売ですとかクレジット販売等々、決済方法別の売上高の構成割合を聞いているわけでございますけれども、この中に電子マネーによる販売という項目を新たに設けまして、昨今非常に拡大が見込まれているところでございますので、その実態をしっかりと把握していきたいということでございます。先ほど御紹介いただきましたように、前回平成19年の答申の課題としても、ここら辺についてしっかりと検討すべしと御指摘をいただいている点でございます。

2点目がインターネット販売ということで、これも小売業につきまして、現行の商品販売形態別割合ということで、売り上げの構成割合を従前から調査してございまして、店頭販売ですとか、訪問販売、通信・カタログ販売という内訳の一つ。現行の通信・カタログ販売の中に含まれておりますインターネット販売を、これも昨今の市場の拡大ということを鑑みまして、今回新たに特掲をしまして、通信・カタログ販売の中から項出しをして調査をしたいと考えてございます。

3点目、年初及び年末商品手持額の新たな把握でございます。現行の商業統計調査では、

法人も個人も含めまして、これまでの調査では年末の商品手持額のみ調査をしてまいりました。しかしながら、直近の調査結果では法人がそのうち95%という結果も出ておりますので、今回の整理では個人を調査から除外いたしまして、法人のみにつきまして年末商品手持額に加えて、新たに年初の手持額につきましても調査をしたいと考えてございます。法人の企業につきましては、これまでも仕入額も調査をしてございますので、年初の手持額、仕入額、販売額、年末の手持額ということで、二次統計等で活用いただいているところにつきまして、精度向上にも寄与するのではないかとということで、今回新たに整理をしていきたいと考えてございます。

「調査系統」でございませうけれども、先ほど御紹介がありましたように、基礎調査と一体的に実施をするということで、単独事業所につきまして地方経由の調査員調査、傘下複数事業所を持っているところにつきましては、民間を活用した本社一括調査方式ということで、一体的に実施をする予定にしております。

商業統計調査につきましても、従前は、オンライン調査は導入しておりませんでしたけれども、今回はここにございませうように、商業統計調査におきましてもオンライン調査を全面的に導入し、記入者の利便性向上に寄与していきたいと考えているところでございませう。

17ページ、主な変更点ということで、ただいま御説明させていただいたところも若干含みますけれども、調査事項を初めとしまして、調査系統、民間業者の活用等を図ることによりまして、ここに掲げてございませうような、いろいろと御指摘をいただいているところは諸課題ございませうので、そういったところに対してしっかりと対応していければということで、今回の計画につきまして整理をしているところでございませう。

繰り返しになってしまひませうけれども、いろいろ公的統計全般に指摘をされている課題への対応というところでございませうが、直轄調査を原則導入することで、ここに書いてございませうような地方事務負担の軽減等にしっかりと対応ができるのではないかと考えているところでございませうし、オンライン調査方式についてもここに掲げているとおり、利便性向上ですとか、費用面でも効率化に寄与できるのではないかと考えているところでございませう。

3点目、調査把握期間の年度から暦年値への変更ということで、前回調査では商業統計調査は年度で年間の売上高を調査してまいりましたけれども、産業統計全般の基盤調査として、経済センサスー活動調査が暦年調査ということでございませうし、同時に所管をしております工業統計調査等につきましても歴年で売上高、出荷額等を調査しているところでございませうので、これらとの関係整理も含めまして、今回調査では暦年に調査期間を統一して実施したいと考えてございませう。

2の二次加工統計につきましても、先ほど御紹介させていただきましたように、新たに年初、年末の手持額の把握によりまして、SNAとか産業連関表の推計精度の向上に寄与できるのではないかと考えているところでございませう。

また、新たに項目として導入いたします電子マネーですとか、インターネットによる販売の市場の把握でございますけれども、ここに掲げてございますような今後の施策の基礎資料、また、施策評価のデータとして有用ではないかと考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

**○樋口委員長** ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付議しまして、詳細については同部会で審議いただくと考えておりますが、この段階で御質問、御意見ございましたら、お願いします。よろしいですか。

今、説明、諮問の内容を聞いてもおわかりのとおり、当面この諮問では平成26年の調査についてということでございますが、ここで決めることというのは将来に影響を及ぼしていくと思います。特に基本計画、次期基本計画の中でこの問題をどう扱っていくかということにも強く影響を及ぼすことになるかと思っておりますので、その点まで視野に入れて御審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この件につきましては、サービス統計・企業統計部会で御審議いただき、結果につきまして本委員会で御報告をいただきたいと思っております。廣松部会長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これとも関連しますが、次の議事に移ります。今回の「経済センサスー基礎調査及び商業統計調査の変更について」の審議に当たりまして、専門的な知見から審議に御参加いただくために、菅幹雄専門委員、野辺地勉専門委員を本日3月28日付で任命していただき、また、今回の諮問では報告者負担の観点から議論もあるかと思っておりますので竹原委員、SNAにおける利用の観点から中村委員にも部会審議に御参加いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

結果は資料3「部会に属すべき委員及び専門委員の指名について」に記載されておりますとおりでございますので、皆様よろしく慎重に御審議いただきたいと思っております。

それでは、参考4にありますように、統計委員会が軽微な事項と認める基幹統計調査の変更申請につきまして、総務大臣による承認手続が終了した段階で、東日本大震災の対応を除き、参考資料を配付することにより、委員会への報告とすとなっております。今回の報告のうち、経済産業省の企業活動基本調査の変更につきまして、統計委員会が軽微な事項と認めるものとして、例示には直ちに当てはまらないかもしれませんが、廣松部会長と御相談した結果、軽微な事項と判断いたします。御参考までに統括官室から、この点について御説明をいただきたいと思っております。

**○坂井総務省政策統括官付国際統計企画官** 政策統括官室から簡単に説明をさせていただきます。

参考4を御覧ください。今回、軽微な変更とする基幹統計調査ですが、委員長御紹介のとおり、経済産業省の企業活動基本調査です。本調査の概要及び変更内容、軽微処理の理由の3点について御説明します。

1点目の本調査の概要ですが、調査の目的は我が国企業の事業活動の多角化、国際化、研究開発の実態等を把握しまして、経済産業政策の基礎資料とすることを目的にしています。本調査は平成4年に創設されまして、平成7年から毎年実施されています。

調査対象ですが、従業員50人以上、資本金ないしは出資金3,000万円以上の約3万8,000社が対象になっています。

主な調査事項ですが、企業組織、従業員数等のフェース事項に加え、会社の親子関係、経営事項、研究開発等々でございまして。

調査結果ですが、経済産業構造の改革、産業競争力の強化というマクロ政策の資料として活用されることに加えまして、各種統計調査の母集団名簿情報として利用されています。

2点目としまして、今回の変更点です。参考資料4の1ページにあるとおり、19年調査から3年周期の調査事項である「バイオテクノロジーの利用状況」について、これを25年調査から削除しようとするものでございます。

これは「バイオ産業創造基礎調査」の母集団情報として利用していた調査事項ですが、利用状況の有無のみを確認する事項となっています。企業活動基本調査において、この事項は唯一の周期調査事項であったわけですが、近年の技術発展に伴い、バイオテクノロジーの利用が一般的となり、我が国のバイオ産業の実態を把握する政策的必要が低下したこと等から、「バイオ創造産業基礎調査」が平成23年をもって中止されております。これに伴い、企業活動基本調査の調査事項より削除したいということです。

3点目としまして、軽微処理の理由です。本件は統計委員会が軽微な事項と認めるものと例示していただいている「他の法令の制定または改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い、当然必要とされる事項の変更」には直ちには該当しないと考えていますが、これに類するものと判断されますので、樋口委員長及び廣松部会長の御判断をお伺いした上で、今回、軽微案件として御報告させていただくものでございます。

政策統括官室からは以上でございます。

○樋口委員長 経産省はいいですか。

それでは、ただいまの御説明につきまして、何か御質問がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○深尾委員長代理 特に異議はないのですけれども、企業活動基本調査の方は諮問に前回かかったのはいつ頃なのでしょうか。

○坂井総務省政策統括官室国際統計企画官 平成22年です。

○深尾委員長代理 ありがとうございます。

○樋口委員長 バイオテクノロジーがもう普及したということで、こういう変更ということでございますが、よろしいですか。よろしければ、以上で経済産業省企業活動基本調査についての説明は終わりたいと思います。

なお、震災に関連しました公的統計の状況につきまして、変更等がございましたら引き

続き御報告のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議題は以上です。最後に次回の日程について事務局からお願ひします。

**○村上内閣府統計委員会担当室長** 次回の委員会ですけれども、4月18日木曜日、午後13時から、本日と同様にこの会議室で開催いたします。詳細につきましては別途御案内させていただきます。

**○樋口委員長** それでは、以上で本日の第63回「統計委員会」を終了いたします。ありがとうございました。